

**中国深セン**

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地主商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

**中国上海**

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

**中国北京**

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

**台湾台北**

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

**シンガポール**

セシルストリート138号  
セシル・コート13階1302室  
郵便番号: 069538  
電話: +65 6438 0116

**米国ニューヨーク**

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 香港新『会社条例』の私的会社の董事に関する制限について

香港の新会社条例は、2012年8月に香港の政府公報に掲載され、2014年3月3日に発効します。発効日から、目論見書、清算及び破産に関する条例を除き、会社条例(第32章)の全ての条例は廃止され、新会社条例(第622章)に置き換えられます。保留された清算及び破産に関する条例は、『会社(清算及び雑項条文)条例(第32章)』に名称が変更されます。証券先物委員会は、目論見書に関する制限を検討し、『証券及び先物条例(第571章)』に導入することを計画しています。また、香港政府は、清算及び破産の制度に対して個別的な審査を実施すると述べました。

本稿は、新会社条例における私的会社の自然人たる董事(取締役)の委任に関する規定について説明します。

### 1. 概要

新会社条例により、透明性及び説明責任を強化するために、全ての私的会社は最低1人の自然人たる董事を選任する必要があります。既存の私的会社は1つの法人たる董事しかいない場合、新会社条例の発効後、最低1人の自然人たる董事を選任する必要があります。

新会社条例も、新会社条例発効後に設立される私的会社が、設立の際に1人の自然人たる董事を選任する必要がありますと規定されています。

但し、新会社条例は董事の国籍又は住所に関する制限がありません。即ち、国籍又は住所を問わず、全ての者は香港私的会社の董事を務めることができます。

新会社条例第456条により、法人は、公開会社、保証有限責任会社、及び上場会社が所在する企業グループのメンバーである私的会社の会社董事を務めることができません。但し、その制限は自然人たる董事を1人以上有する私的会社に適用されません。

### 2. 罰則

新会社条例第456条により、会社登記所の所長は、要件に該当するため、会社が自然人たる董事を選任することを会社に指示することができます。会社がその指示に従わなかった場合、当該会社及び会社の責任者は犯罪であり、10万香港ドルの罰金が課されます。犯罪継続の場合、犯罪の期間中に1日あたり2,000香港ドルの追加罰金が発生します。

### 3. 猶予措置

会社条例(第 32 章)に基づいて設立された全ての私的会社は、新たな要件に該当するために、新会社条例が発効した 6 ヶ月の猶予期間があります。

即ち、2014 年 3 月 2 日以前に会社条例(第 32 章)に基づいて設立され、且つ法人たる董事しか有していない会社は、新会社条例に該当するために、2014 年 9 月 2 日までに最低 1 人の自然人たる董事を選任する必要があります。

新たな董事の委任について、会社条例第 645 条の規定により、会社は 15 日以内に指定された申告書を記入し、会社登記所に申告する必要があります。

参考資料:

1. 「香港会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/pinfo/id/386.html>

2. 「香港会社設立パッケージ#HKLC05」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/29.html>

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com),

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

